

# 国民健康保険の高額療養費の 請求に際しての手続きの簡素化

平成28年7月  
兵庫県洲本市

# 高額療養費制度の概要

医療費が高額になり（※）、保険対象医療の1ヶ月の自己負担額が基準額を超えた場合、その超えた金額が支給されます。

※入院時の食費負担や差額ベッド代等を含みません。

## ● <基準額（70歳未満の方の場合）>

所得区分	1か月の負担の上限額
旧ただし書き所得 901万円超の方	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%
旧ただし書き所得 600万円超901万円以下の方	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%
旧ただし書き所得 210万円超600万円以下の方	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%
旧ただし書き所得 210万円以下の方	57,600円
住民税非課税の方	35,400円

## ● <基準額（70歳以上の方の場合）>

所得区分	1か月の負担の上限額	
	外来 （個人ごと）	
現役並み所得者 （課税標準額が145万円以上の場合）	44,400円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者 （住民税 非課税の方）	I（I以外の方） I（世帯全員が住民税非課税 で世帯の所得が一定基準以下 の場合）	8,000円
		24,600円
		15,000円

- （注）
- ・ 加入者1人につき1ヶ月ごと、医療機関等の入院、通院ごとに計算。
  - ・ 70歳未満の方は、①違う病院、診療所、歯科は別計算、②別計算された医療費のうち21,000円以上のものが複数あり、その合計が基準額を超える場合は合算、③保険調剤薬局で支払った薬代（医師が処方したものに限り）と医療機関の診療費は合算
  - ・ **70歳以上75歳未満の方は、すべての保険対象医療費を合算**

# 限度額適用認定証

入院される方については、申請により、事前に「所得区分」の認定証を発行してもらったことで、医療機関の窓口での支払を負担の上限額までにとどめることができます。このため、一度に用意する費用が少なくて済みます。

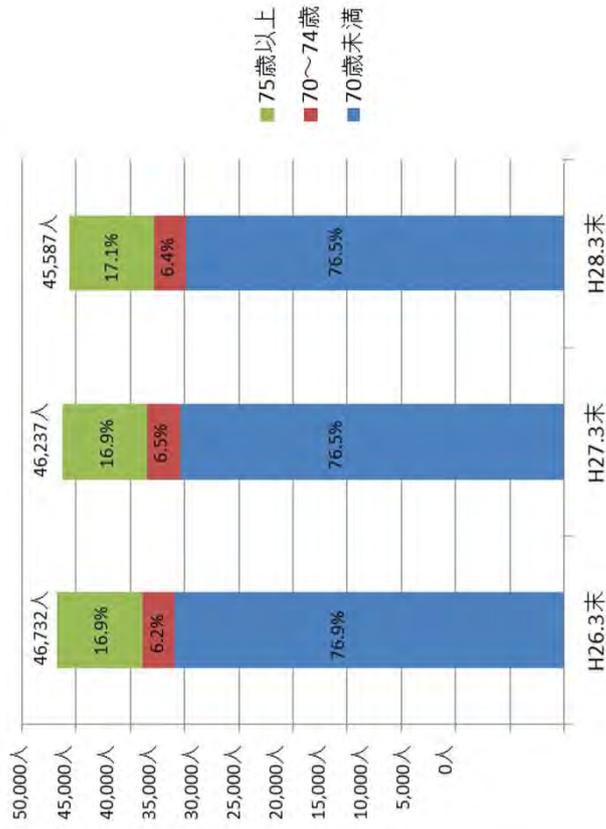
- ※ 高額療養費が医療機関や薬局に直接支払われるため、加入する医療保険に対して、事後に高額療養費の支給申請をする手間が省けます。
- ※ 70歳以上の方は、所得区分の認定証がなくても、高齢受給者証を病院に提示することにより、自動的に窓口での支払が負担の上限額までにとどめられます（低所得者の区分の適用を受けるためには認定証が必要です）。

ただし、

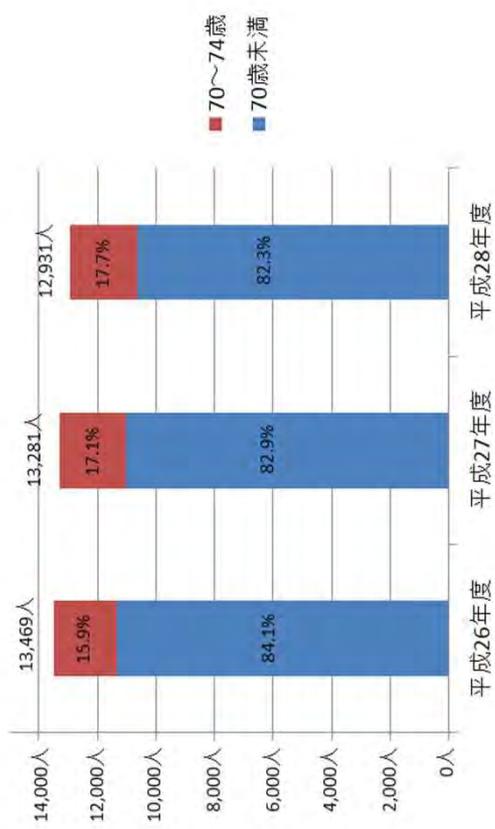
- ① 限度額適用認定証は、有効期限があり、再発行が必要となる。
  - ② 複数の医療機関を受診した場合は、合算することができない。
  - ③ 外来と入院は別々の取扱いになる。
- 等、一定の限界があり、上記②や③の場合は、高額療養費の支給を受けるため、後日保険者に高額療養費の申請を行う必要があります。

# 洲本市国民健康保険の状況

## 洲本市人口



## 洲本市国民健康保険加入者



※事業年報A表より

	70歳未満	70～74歳	75歳以上
平成26.3末	35,935人	2,909人	7,888人
平成27.3末	35,376人	3,028人	7,833人
平成28.3末	34,874人	2,907人	7,806人

	70歳未満	70～74歳
平成26年度	11,328人	2,141人
平成27年度	11,010人	2,271人
平成28年度	10,639人	2,292人

- 人口は、年々減少しているものの、年齢ごとの割合はほぼ横ばいで推移しています。
- 70歳～74歳の約80%が国民健康保険に加入者しています。
- 国民健康保険被保険者数も年々減少していますが、70～74歳の割合は増加しています。